



仙台市体育協会

規約・規程集

2017.04.20 現在

仙台市体育協会 規約

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、仙台市体育協会（以下「協会」という）と称する。

(事務所)

第2条 協会の事務所は、仙台市青葉区錦町1丁目3-9（仙台市役所錦町庁舎）に置く。

第2章 目的及び事業

(目 的)

第3条 協会は、市民の体育・スポーツを振興し、体力・競技力の向上を図るとともに、生涯スポーツの実践に努めることを目的とする。

(事 業)

第4条 協会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 加盟団体の強化発展と相互の連携
- (2) 各種スポーツ競技会の開催及び後援
- (3) 体育・スポーツ講習会、研修会の開催
- (4) 体育・スポーツの研究、調査
- (5) 体育・スポーツの広報及び啓発
- (6) 体育・スポーツについて、仙台市、その他の機関、団体との連携協力
- (7) 体育・スポーツの向上に特に功績のあった個人、団体の表彰
- (8) その他、協会の目的達成に必要な事項

第3章 組 織

(組 織)

第5条 協会は、全市を統括する各種目別競技団体、区体育協会、中学校体育連盟、スポーツ少年団、障害者スポーツ協会並びにスポーツ指導者協議会で組織し、公益財団法人宮城県体育協会に加盟する。

(加 盟)

第6条 協会に加盟しようとする団体は、次に掲げる書類を会長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 加盟申請書（様式第1号）
- (2) 規 約
- (3) 会員名簿
- (4) 役員名簿
- (5) 前年度事業概要
- (6) 当該年度事業計画書
- (7) 当該年度予算書
- (8) 事務担当者の住所、氏名、電話番号

第7条 前条の規定により加盟の承認を得た団体（以下「加盟団体」という）は、会長が指定する日までに、次の書類を提出しなければならない。

- (1) 総会資料（前年度事業報告、決算、本年度事業計画並びに予算記載のあるもの）
- (2) 役員名簿
- (3) その他会長が必要と認めるもの

2 加盟団体は、毎年度予算で定める負担金を協会に納入しなければならない。

3 加盟団体は、第1項に掲げる書類の内容に変更が生じた時は、速やかに変更申請書（様式第2号）を会長に提出しなければならない。

(脱 会)

第8条 加盟団体は、協会を脱会しようとする時は、会長に脱会申請書（様式第3号）を提出し、理事会の承認を得なければならない。

(除 名)

第9条 会長は、加盟団体がこの規約に著しく違反したとき又は本会の品位を著しく汚したときは、理事会の決議を経て加盟団体を除名することができる。

第4章 役 員

(役 員)

第10条 協会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1 名
- (2) 副 会 長 若干名
- (3) 理 事 長 1 名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 理 事 若干名
- (7) 監 事 2 名

(役員を選任)

第11条 会長、副会長、監事は、総会で選出する。

- 2 理事長は理事の中から会長が推薦（指名）し総会の承認を得るものとする。
- 3 副理事長は理事の中から理事長が推薦（指名）し会長が委嘱する。
- 4 理事は、各加盟団体から推薦された次の者があたる。

- (1) 全市を統括する種目別競技団体 各1名
- (2) 区体育協会 各3名
- (3) 中学校体育連盟 1名
- (4) スポーツ少年団 1名
- (5) 障害者スポーツ協会 1名
- (6) スポーツ指導者協議会 1名

会長は、加盟団体の中から若干名の理事を推薦し、理事会の決議を経て委嘱することができる。

- 5 常任理事は、理事の中から各区推薦によるもの1名および会長が任命したものとする。

(役員職務)

第12条 会長は、協会を代表し会務を統括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、あらかじめ会長が指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 理事長は、会長の命を受け、会務を掌理する。
- 4 副理事長は、理事長を補佐し、会務を掌理する。
- 5 常任理事は、理事長を補佐し、会務を掌理する。
- 6 理事は、理事長を補佐し、会務を執行する。
- 7 監事は、業務執行状況並びに会計を監査する。

(役員任期)

第13条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

- 2 補欠役員任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期が満了しても後任者が選任されるまでその職務を行う。
- 4 役員は、加盟団体を脱会したときは、役員を辞したものとする。

(名誉会長等の委嘱及び職務)

第14条 会長は、総会に諮り、名誉会長、顧問及び参与を委嘱することができる。

2 名誉会長、顧問及び参与は、協会の重要事項について会長の諮問に応じる。

(専門委員会)

第15条 協会運営の必要に応じ、理事会の決議を経て専門委員会を設置することができる。

2 専門委員会に関する事項は別途定める。

(費用弁償)

第16条 役員は原則として無報酬とする。

2 費用弁償に関する事項は別途定める。

第5章 会 議

(会 議)

第17条 協会の会議は総会、常任理事会、理事会とする。

(総会)

第18条 総会は、役員の手で構成し、年1回以上会長が召集する。但し、会長が必要と認めたときは、臨時に開催することができる。

(総会の決議事項)

第19条 総会は、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 事業報告並びに収支決算
- (2) 事業計画並びに収支予算
- (3) 役員を選出
- (4) 規約の制定及び改廃
- (5) その他の重要事項

(理事会)

第20条 理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長、常任理事及び理事をもって構成し、会長が召集する。

- 2 理事会は、規約で定められた事項及び総会から委任された事項について協議し執行する。
- 3 監事は理事会に出席し意見を述べることができる。

(常任理事会)

第21条 常任理事会は、会長、副会長、理事長、副理事長及び常任理事をもって構成し、会長が召集する。

- 2 常任理事会は、規約で定められた事項及び総会並びに理事会から委任された事項、緊急な事項について協議し執行する。
- 3 監事は常任理事会に出席し意見を述べることができる。

(議 長)

第22条 会議の議長は会長があたる。

(定足数並びに議決)

第23条 会議は、定員の過半数以上の出席がなければ開会することができない。

- 2 決議は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 会 計

(経 費)

第24条 協会の運営に関する経費は、次の各号に掲げるものをもって充てる。

- (1)加盟団体の負担金
- (2)市の補助金
- (3)寄付金
- (4)その他の収入

(会計年度)

第25条 協会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第7章 事務局

(事務局)

第26条 協会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局に関する事項は、別途定める。

第8章 雑 則

(委 任)

第27条 この規約に定めるもののほか、協会の運営に関し必要な事項は、会長が理事会に諮り別に定める。

附 則

- この規約は、平成 元年 6月27日から施行する。
- この規約は、平成 7年10月26日から施行する。
- この規約は、平成11年 5月15日から施行する。
- この規約は、平成12年 5月27日から施行する。
- この規約は、平成15年 5月17日から施行する。
- この規約は、平成18年 5月27日から施行する。
- この規約は、平成22年 5月25日から施行する。
- この規約は、平成23年 6月 8日から施行する。
- この規約は、平成24年 5月17日から施行する。
- この規約は、平成25年 4月23日から施行する。
- この規約は、平成27年 4月23日から施行する。

役員選出細則

名誉会長

顧 問

参 与

会 長 1名

副 会 長	若干名	(種目別競技団体 スポーツ少年団	若干名 1名)	区体育協会	5名
-------	-----	---------------------	------------	-------	----

理 事 長 1名

副理事長	若干名	(種目別競技団体 事務局長	若干名 1名)	区体育協会	5名
------	-----	------------------	------------	-------	----

常任理事	若干名	(種目別競技団体 スポーツ少年団 障害者スポーツ協会 事務局次長	若干名 1名 1名 1名)	区 体 育 協 会 中学校体育連盟 スポーツ指導者協議会	5名 1名 1名
------	-----	---	------------------------	------------------------------------	----------------

理事	若干名（種目別競技団体	各1名、区体育協会	5名)
監事	2名（種目別競技団体	1名、区体育協会	1名)

仙台市体育協会 表彰規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、仙台市体育協会規約第4条第7号に基づき協会の事業発展のため功労があった個人及び団体に功労賞を、スポーツ向上に功績のあった個人及び団体に、それぞれ、栄光賞をおくするために必要な事項を定める。

(申 請)

第2条 加盟団体は、前条による受賞候補者を推薦したいときは、毎年指定された期日までに、功労賞、栄光賞の推薦基準に基づき、各様式により、会長に申請しなければならない。

(被表彰者の決定)

第3条 前条の規定により、申請があったとき会長は、常任理事会を開催し被表彰者を決定しなければならない。

2 表彰は、異なった受賞であれば、重賞も妨げない。

(特別表彰)

第4条 会長は、第1条に該当し、表彰を受けた者の中で、特に功労の著しい者及び本市スポーツの普及振興に特に寄与された者について、常任理事会に諮って、特別表彰をすることができる。

(表 彰 式)

第5条 表彰式は、年1回行う。

附 則

この規程は、平成元年6月27日から施行する。

平成15年1月16日から施行する。

平成17年12月14日から施行する。

平成24年4月25日から施行する。

平成25年4月23日から施行する。

平成26年4月15日から施行する。

推薦基準

功 労 賞

	役 職	年 数
仙 台 市 体 育 協 会	1. 会長・副会長・理事長	5年以上
	2. 理事・監事	7年以上
	3. その他功績のあったもの	
加 盟 団 体	1. 会長・副会長・理事長	7年以上
	2. 理事・監事	10年以上
	3. 強化事業に功績のあったもの	7年以上
	4. 普及・指導に功績のあったもの	10年以上

備 考 1. 役員歴は、表彰年の3月31日現在とする。

各役職の年数を通算することができる。

2. 本協会加盟以来、3年以上を経過した団体から1名以内とする。

(ただし、区体協は2名以内)

栄 光 賞

前年4月1日から当年3月31日までの間において、国民体育大会・日本選手権大会等・日本体育協会又はその加盟団体が主催する全国大会又は之に準ずる大会で3位以内に入賞した中学生以下及び45歳以上の個人及び団体。

ただし、障害者スポーツ団体に関してはこの限りではない。

仙台市体育協会専門委員会 設置規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、仙台市体育協会規約第15条に基づき協会の事業を円滑に執行するため専門委員会を設置することとし、必要な事項を定める。

(設 置)

第2条 協会に次の専門委員会を置く。

- (1)総務企画委員会
- (2)競技団体委員会
- (3)区体協委員会
- (4)その他会長が必要と認めるもの

- 2 各委員会の構成は細則のとおりとする。
- 3 各委員会に委員長、副委員長を置く。
- 4 委員長、副委員長は会長が指名する。

(委 員 会)

第3条 各委員会は必要に応じ委員長が招集する。

- 2 各委員会は総会、理事会、常任理事会の議決に基づき、それぞれ次の事項を専門的に協議する。

- (1) 総務企画委員会
 - ①規約、表彰に関すること
 - ②総会、理事会、常任理事会に関すること
 - ③事業、予算に関すること
 - ④研修会に関すること
 - ⑤その他
- (2) 競技団体委員会
 - ①組織の整備・充実等に関すること
 - ②市民総合体育大会に関すること
 - ③協会加盟に関すること
- (3) 区体協委員会
 - ①区組織の整備・充実等に関すること
 - ②区民総合スポーツ祭、区主催スポーツ事業等に関すること
 - ③ジュニア育成等に関すること
 - ④市マイタウンスポーツ活動推進事業に関すること
- (4) その他
 - ①会長が必要と認める事項に関すること

附 則

この規程は、平成24年4月25日から実施する。

この規程は、平成24年5月17日から実施する。

委員細則

1. 総務企画委員会
会長、副会長、理事長、副理事長、事務局長で構成
2. 競技団体委員会
会長、副会長（各種目別競技団体選出）、理事長、常任理事（各種目別競技団体選出）事務局長
3. 区体協委員会
会長、副会長（各区体育協会選出）、理事長、常任理事（各区体育協会選出）事務局長

仙台市体育協会 事務局設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、仙台市体育協会規約第26条第2項の規定に基づき、事務局に関し必要な事項を定めるものとする。

(組 織)

第2条 事務局の業務を処理するため、事務局に次の職員を置く。

- (1) 事務局長 1名
- (2) 事務局次長 1名
- (3) 事務局員 若干名

2 前項に規定する事務局長及び事務局次長は、別表1に定める職にある者を充てる。

3 事務局長が必要と認めるときは、第1項の職員のほかに嘱託職員及び臨時職員を置くことができる。

(報 酬)

第3条 事務局は原則として無報酬とする。費用弁償に関する事項については仙台市体育協会役員等の費用弁償規程による。

(所掌事務)

第4条 事務局の所掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会議開催に関すること
- (2) 協会の経理に関すること
- (3) 事務事業の規定方針に基づく各種事務処理に関すること
- (4) その他、協会運営上必要な各種調整業務に関すること

(事務局専決事項)

第5条 事務局長の専決事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 事務事業の規定方針に基づく計画及び執行に関すること
- (2) 事務局に関する規程の制定及び改廃に関すること
- (3) 別表2に定める事務局長の専決区分に属する事項に関すること
- (4) その他前各号に準ずる事項に関すること

2 別表2に定める専決事項のうち、事務局長の専決処分権限を越えるものについては、理事長の専決処分とする。

(代 決)

第6条 事務局長決裁事項について、事務局長が不在のときは、事務局次長が代決することができる。

(代決の制限及び報告)

第7条 代決は、急を要する事案とし、その処理については、あらかじめ事務局長の指示を受けなければならない。

2 代決した事案については、速やかに事務局長の閲覧に供し、又は報告しなければならない。

(委 任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、事務局の業務の処理に関し、必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年4月19日から実施する。

この要綱は、平成26年4月 1日から実施する。

この要綱は、平成27年4月23日から実施する。

この要綱は、平成28年4月14日から実施する。

この要綱は、平成29年4月13日から実施する。

別表 1 (第 2 条関連)

事務局長	公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団 スポーツ交流課長
事務局次長	公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団 スポーツ交流課地域スポーツ振興係長
事務局員	公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団職員

別表 2 (第 5 条関連)

事務局長の専決区分

- 1 各種契約に関わる競争入札参加者の決定, 随意契約の相手方の決定, 契約の締結及び検査の報告 1 件 1 0 0 万円未満のもの
- 2 物品の購入, 労力, その他の供給, 物件の修理及び委託の決定 1 件 1 0 0 万円未満のもの
- 3 財産の貸し付け又は借り入れ
1 件の賃料の年額又は総額が 1 0 0 万円未満のもの
- 4 予算流用 1 件 1 0 0 万円未満のもの
- 5 財産の処分 1 件 1 0 0 万円未満のもの

仙台市体育協会 事務局経理要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、仙台市体育協会事務局（以下「事務局」という。）の経理に関して必要な事項を定めるものとする。

(善管義務)

第2条 事務局長及び事務局次長は、善良な管理者の注意を持って金銭、物品その他資産を管理しなければならない。

(支出証拠書類)

第3条 協会の事業に係る支出については、その支出の発生の都度、支出伺書を発行するものとする。

(資金前渡)

第4条 次の各号に掲げる経費については、資金前渡することができる。

- (1) 報酬、給与及び賃金
- (2) 表彰金、賞金、謝礼金その他これらに類する経費
- (3) 官公所に対して支払う経費
- (4) 仙台市域外において支払をする経費
- (5) その他事務局長が必要と認める経費

(概算払)

第5条 次の各号に掲げる経費については、概算払いすることができる。

- (1) 官公所に対して支払う経費
- (2) その他事務局長が必要と認める経費

(前金払)

第6条 次の各号に掲げる経費については、前払いすることができる。

- (1) 官公所に対して支払う経費
- (2) その他事務局長が必要と認める経費

(精 算)

第7条 資金前渡又は概算払いを受けた者は、支払い終了後速やかに領収書又はこれに代わるべき証拠書類を添えて精算しなければならない。

2 前項の精算に際して残金があるときは、精算と同時に返納しなければならない。

(契約書の作成)

第8条 契約にあたり、契約書の取り交わしを行うものとする。

2 第1項の規定にかかわらず、1件の契約が100万円未満であるときは、契約書の作成を省略することができる。

(委 任)

第9条 会計事務に用いる帳簿、諸様式は、事務局長が別に定める。

2 この要領に定めるもののほか、事務局の経理規定に関し必要な事項は、事務局長が別に定める。

附則

この要領は、平成23年4月19日から実施する。

仙台市体育協会 事業積立金規程

(目的)

第1条 この規程は、仙台市体育協会事業積立金（以下「積立金」という。）に関し必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(使途)

第2条 積立金は、仙台市体育協会が記念事業，その他のイベントを実施する際に、その事業の準備及び実施に必要な費用に限定し充当する。

(構成)

第3条 積立金は、各年度の事業積立金、銀行利子，寄付及び常任理事会で認められたその他の収入をもって構成する。

(運用)

第4条 積立金を活用する場合、常任理事会は使途の目的、金額等について審議し総会の決議を得なければならない。

2 総会の議決は、仙台市体育協会規約に準ずる。

(規程の変更)

第5条 この規程の変更は、常任理事会において行う。

附 則

この規程は、平成27年4月23日から施行する。

仙台市体育協会 役員等の費用弁償規程

(目的)

第1条 この規程は、仙台市体育協会規約第16条に基づき、仙台市体育協会の役員及び事務局職員等（以下「役員等」という。）に対する費用弁償について、必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の範囲)

第2条 費用弁償を行う役員等は、次のとおりとする。

- (1) 役員 仙台市体育協会規約 第10条に定める者
- (2) 事務局職員 仙台市体育協会事務局設置要綱 第2条に定める者
- (3) 会長が費用弁償の必要を認める者

(費用弁償の範囲)

第3条 費用弁償を支給する業務は、次の各号に定めるものとする。

- (1) 常任理事会
- (2) 理事会
- (3) 専門委員会
- (4) 政令指定都市体育協会研究協議会
- (5) その他、会長が費用弁償の必要を認める会議、行事

(費用弁償の額)

第4条 前条第1号から第3号の業務の場合は、費用弁償として1回につき1,000円を支給する。

2 前条第4号の場合は、費用弁償として「公益財団法人仙台市スポーツ振興事業団 旅費規程」を準用し、役員には役員の職に相当する額、事務局職員には当該職員の職級に相当する額をそれぞれ支給する。

3 前条第5号の場合は、会長が定める額を支給する。

4 前項までの規定にかかわらず、第2条第3号に定める者に支給する費用弁償については、前項までの規定に準じ、会長がその額を定める。

(支給方法)

第5条 前条第1項の費用弁償は、役員等が会議に出席する都度、現金でこれを支給する。

(適用除外)

第6条 第2条第2号に定める事務局職員については、第3条第1号から第3号の業務の場合は、この規程を適用しない。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、常任理事会で行う。

附 則

この規程は、平成27年4月23日から施行する。